

市第5号議案

旅館業法施行条例の一部改正

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（平成15年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改める。

第6条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第7条を削る。

第8条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「第4項、」及び「並びに別表第4第3項」を削り、同条第2項中「別表第4第3項」を「別表第3第3項」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

別表第1第1項中「こと」の次に「（玄関帳場を設けない施設に

において当該者の確認を適切に行うことができる場合を除く。) 」を
加え、同表第9項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同項
を同表第10項とし、同表第8項中「毎日」を「定期的に」に改め、
同項を同表第9項とし、同表中第7項を第8項とし、同項の前に次
の1項を加える。

7 洗面設備に供給される水は、水道法（昭和32年法律第177号）
第4条に規定する水質基準に適合する水とすること。

別表第1第6項を削り、同表第5項中「保管室等」を「保管設備
」に改め、同項を同表第6項とし、同表第4項中「備え、」を「備
えるとともに、」に改め、同項を同表第5項とし、同表中第3項を
第4項とし、同表第2項中「営業施設」を「旅館業の施設」に、「
1日1回以上清掃する」を「定期的に清掃し、清潔に保つ」に改め
、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 衛生上の危害の発生を防止するため、旅館業の施設に常駐する
こと又は宿泊者の求めに応じて適切に対応できるこれと同等の体
制を整備すること。

別表第2中「第10条第1項及び第4項」を「第9条第1項」に改
め、同表第2項第1号を削り、同項第2号中「当該主たる客室の面
積の10分の1以上の開口部面積を有する」を「採光上有効な」に改
め、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 出入口及び窓は、鍵を掛けることができるものであること。

別表第2第2項第3号を次のように改める。

(3) 他の客室、廊下等との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分
され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互に
鍵を掛けることができるものであること。

別表第2第2項第4号から第8号までを削り、同表第3項第4号を削り、同項第5号中「受付台の上方は、宿泊者との面接を容易にするため、1メートル以上の空間を有すること。ただし」を「その上方に宿泊者との面接を容易に行うことができる空間を有する受付台を設置すること。この場合において」に改め、同号を同項第4号とし、同表第4項を削り、同表第5項中「共同用の入浴設備の基準」を「入浴設備の基準」に改め、「共同用の入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備が、次の要件を満たすものであること。」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「適当な広さ」を「共同用の入浴設備を設ける場合は、適当な広さ」に改め、同号を同項第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (6) 客室に入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当該客室の外から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮ることができる設備が入浴設備側に設けられていること。
- (7) 共同用の入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当該入浴設備の外から見通すことを遮ることができる構造であること。

別表第2中第5項を第4項とし、第6項の前に次の1項を加える。

5 洗面設備の基準

- (1) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不透水性の耐水材料で造られていること。
- (2) 専用の洗面設備を有しない客室がある場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を有する共同用の洗面

設備が設けられていること。

別表第2第6項を次のように改める。

6 便所の基準

- (1) 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。
- (2) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。
- (3) 流水式手洗設備が設けられていること（客室内の専用の便所においては、当該客室内に洗面設備が設けられている場合を除く。）。
- (4) 専用の便所を有しない客室がある場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する男子用及び女子用に区分した共同用の便所が設けられていること。ただし、宿泊者の需要を満たすことができるとして市長が特に認めるときは、当該便所を男子用及び女子用に区分しないことができる。
- (5) 食堂、宴会場、会議室その他多数人が利用する施設が設けられている階又は当該施設が設けられている階の直上階若しくは直下階には、当該施設の利用者の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する男子用及び女子用に区分した共同用の便所が設けられていること。ただし、利用者の需要を満たすことができるとして市長が特に認めるときは、当該便所を男子用及び女子用に区分しないことができる。

別表第2第7項中「保管室」を「保管設備」に改める。

別表第3を削る。

別表第4中「（第8条、第10条第1項、第2項、第4項及び第5項）」を「（第7条、第9条）」に改め、同表第2項第1号に次の

ただし書を加える。

ただし、法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合にあっては、客室の総数の2分の1以上は、客室の床面積がそれぞれ6.6平方メートル以上であること。

別表第4第2項第2号中「当該主たる客室の面積の10分の1以上の開口部面積を有する」を「採光上有効な」に改め、同項第3号中「、2層」を「2層」に、「、おおむね」を「おおむね」に改め、同項第4号中「客室」の次に「、廊下等」を加え、「かぎ」を「鍵」に改め、同項第5号を削り、同項第6号ただし書中「かぎ」を「鍵」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を削り、同表第3項を次のように改める。

3 玄関帳場等の基準

- (1) 別表第2第3項の規定に該当する玄関帳場が設けられていること。ただし、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として次のいずれにも該当するものが設けられている場合は、玄関帳場を設けないことができる。

ア 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備

- (2) 前号本文の規定にかかわらず、一の玄関帳場（別表第2第3項第2号から第4号までの規定に該当するものに限る。）において、宿泊の用に供する部分が存する施設への出入りの状況が常に鮮明な画像で確認できる場合は、当該玄関帳場を、当該玄

関帳場からおおむね1,000メートル以内に位置する複数の簡易宿所営業の施設（営業者が異なる簡易宿所営業の施設を含む。）に共通する玄関帳場とすることができる。

別表第4第4項中「別表第3第4項」を「別表第2第4項」に改め、同表第5項を次のように改める。

5 洗面設備の基準

別表第2第5項の規定に該当すること。

別表第4第6項第4号及び第5号を削り、同項第3号中「場合は、」の次に「宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 流水式手洗設備が設けられていること（客室内の専用の便所においては、当該客室内に洗面設備が設けられている場合を除く。）。

別表第4中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 寝具、寝衣等の保管設備の基準

別表第2第7項の規定に該当すること。

別表第4を別表第3とする。

別表第5中「（第9条）」を「（第8条）」に改め、同表第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「客室」の次に「、廊下等」を加え、「かぎ」を「鍵」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、同表第3項中「別表第3第4項」を「別表第2第4項」に改め、同表第4項中「別表第3第5項」

を「別表第2第5項」に改め、同表第5項を次のように改める。

5 便所の基準

別表第3第6項の規定に該当すること。

別表第5を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旅館業法施行条例（以下「新条例」という。）別表第2第6項第3号及び別表第3第6項第3号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前の旅館業法第3条第1項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設及びこの条例の施行の際現に存する旅館業の施設、この条例の施行の際現に存する旅館業の施設を利用して新たに旅館業を営むための同項の規定による許可の申請に係る当該施設並びにこの条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条若しくは第6条の2の規定による確認を受け、又はこれらの確認の申請を行っている旅館業の施設であって、平成31年6月15日までに同項の規定による許可の申請を行うもの（以下「既存旅館業施設等」という。）に係る新条例別表第2第6項第3号及び別表第3第6項第3号の規定は、同日から適用する。
- 4 新条例別表第2第6項第5号及び別表第3第2項第1号の規定

は、施行日以後の旅館業法第3条第1項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設（既存旅館業施設等を除く。）について適用し、既存旅館業施設等については、なお従前の例による。

- 5 前項の規定にかかわらず、既存旅館業施設等を施行日以後に改修する場合においては、当該改修する部分に限り、新条例別表第2第6項第5号の規定を適用する。

提 案 理 由

旅館業法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、旅館業法施行条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

旅館業法施行条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号
第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及
び第4項第5号の規定による旅館業の施設の構造設備の基準その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）
（ホテル営業

第6条 政令第1条第1項第8号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業
第1条第1項第11号の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。

（旅館営業の施設の構造設備の基準）

第7条 政令第1条第2項第10号に規定する条例で定める旅館営業
の施設の構造設備の基準は、別表第3のとおりとする。

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第7条 政令第1条第2項第7号に規定する条例で定める簡易宿所
第8条 第1条第3項第7号
営業の施設の構造設備の基準は、別表第3
別表第4のとおりとする。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第8条 政令第1条第3項第5号に規定する条例で定める下宿営業
第9条 第1条第4項第5号
の施設の構造設備の基準は、別表第4
別表第5のとおりとする。

(基準の特例)

第9条
第10条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に

ついては、別表第2第3項及び~~第4項、~~別表第3第3項~~並びに別表第4第3項~~に規定する基準は、適用しない。

2 省令第5条第1項第4号に掲げる施設については、別表第3第3項
3項~~3項~~に規定する基準は、適用しない。

3 省令第5条第1項第5号に掲げる施設については、別表第3第3項に規定する基準は、適用しない。

4 第1項の施設については、別表第2第2項第3号から第5号まで、第5項及び第6項、別表第3第4項から第6項まで並びに別表第4第4項から第6項までに規定する基準により難しい場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

5 第2項の施設については、別表第4第5項及び第6項に規定する基準により難しい場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第10条
第11条 (本文省略)

別表第1 (第4条)

1 宿泊しようとする者と面接すること(玄関帳場を設けない施設において当該者の確認を適切に行うことができる場合を除く。)

2 衛生上の危害の発生を防止するため、旅館業の施設に常駐す

ること又は宿泊者の求めに応じて適切に対応できるこれと同等の体制を整備すること。

$\frac{3}{2}$ 旅館業の施設の内外は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
営業施設 1日1回以上清掃する

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

$\frac{5}{4}$ 客室にくず紙入れ容器を備えるとともに、水差し、コップ等
備え、
飲食用の器具を備える場合は、洗浄したものを置くこと。

$\frac{6}{5}$ 寝具類は、常に清潔にし、消毒を行い、敷布、掛襟、浴衣、
枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替え
、保管設備
保管室等に衛生的に保管すること。

6 洗面用水に水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条
第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。）以外
の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。

7 洗面設備に供給される水は、水道法（昭和32年法律第177号
)第4条に規定する水質基準に適合する水とすること。

$\frac{8}{7}$ (本文省略)

$\frac{9}{8}$ 便所は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
毎日

$\frac{10}{9}$ 旅館業の施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法
営業施設
より処理すること。

別表第2（第6条、第9条第1項
第10条第1項及び第4項）

(第1項省略)

2 客室の基準

(1) 洋式の構造設備による客室の数が客室の総数の2分の1を
超えていること。

(1) 屋外に面する主たる客室には、採光上有効な
(2) 当該主たる客室の面積の10
分の1以上の開口部面積を有する窓が設けられていること。

(2) 出入口及び窓は、鍵を掛けることができるものであること

。

(3) 他の客室、廊下等との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区
入浴設備は、次の要件を満たすものであること。
分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相
互に鍵を掛けることができるものであること。

ア 浴室又はシャワー室の内部を当該客室及び当該客室の外
から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮
ることができる設備が浴室側に設けられていること。

イ 清浄な水及び湯を供給することができる設備が設けられ
ていること。

ウ 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること
。

エ 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに
類する不浸透性の耐水材料で造られていること。

オ 汚水を停滞なく排除することができる構造であること。

カ レジオネラ属菌その他規則で定める病原体による浴槽水
の汚染を防止するために必要な規則で定める構造設備を有
すること。

(4) 洗面設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 清浄な水及び湯を供給することができる設備が設けられ
ていること。

イ 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに
類する不浸透性の耐水材料で造られていること。

(5) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること

—
。

イ 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。

(6) 宿泊者の衣類及び携帯品を収納し、又は整理することができる設備が設けられていること。

(7) 人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具その他これらに類するものが備え付けられていないこと。

(8) 和式の構造設備による客室を設ける場合は、当該客室が、第2号から前号までの規定に該当し、かつ、次の要件を満たすものであること。

ア 出入口及び窓は、かぎを掛けることができるものであること。

イ 他の客室との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互にかぎを掛けることができるものであること。

ウ 寝具を収納する押入れ又はこれに類する収納設備が設けられていること。

3 玄関帳場の基準

(第1号から第3号まで省略)

(4) 受付台は、幅が0.3メートル以上、長さがおおむね1.2メートル以上、床面からの高さが0.7メートル以上1.2メートル以下とすること。

(4) その上方に宿泊者との面接を容易に行うことができる空間
(5) 受付台の上方は、宿泊者との面接を容易にするため、1メートルを有する受付台を設置すること。この場合において、市長が1メートル以上の空間を有すること。ただし特に必要があると認める場合は、当該空間を規則で定める構

造とすることができる。

4 ロビーの基準

次の要件を満たすロビーが設けられていること。

- (1) 玄関帳場に面していること。
- (2) 規則で定める方法により算出された次の表の左欄に掲げる全客室の収容定員の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上の面積を有すること。

全客室の収容定員の合計	面積
100人以下	20平方メートル
101人から150人まで	30平方メートル
151人から200人まで	40平方メートル
201人以上	50平方メートル

4 入浴設備の基準

5 共同用の入浴設備の基準

共同用の入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備が、次の要件を満たすものであること。

- (1) 入浴設備の内部を当該入浴設備の外から見通すことを遮ることができる構造設備を有すること。

(1) (本文省略)

(2)

(2) (本文省略)

(3)

(3) (本文省略)

(4)

(4) (本文省略)

(5)

(5) (本文省略)

(6)

- (6) 客室に入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当

該客室の外から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮ることができる設備が入浴設備側に設けられていること。

(7) 共同用の入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当該入浴設備の外から見通すことを遮ることができる構造であること。

(8) 共同用の入浴設備を設ける場合は、適当な広さ
(7) 適当な広さ
びに適当な数の上がり湯栓及び水栓又はシャワーが設けられていること。

5 洗面設備の基準

(1) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。

(2) 専用の洗面設備を有しない客室がある場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を有する共同用の洗面設備が設けられていること。

6 便所の基準 共同用の便所の基準

ロビー、食堂、宴会場、会議室その他多数人が利用する施設が設けられている階には、次の要件を満たす共同用の便所が設けられていること。ただし、当該施設が設けられている階の直上階又は直下階に共同用の便所が設けられている場合は、この限りでない。

(1) 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。宿泊者その他のホテル営業の施設の利用者の需要を満たす

規模のものであること。

(2) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。する不浸透性の耐水材料で造られていること。

- (3) 流水式手洗設備が設けられていること（客室内の専用の便所及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類所においては、当該客室内に洗面設備が設けられている場合する不浸透性の耐水材料で造られていることを除く。）。
- (4) 専用の便所を有しない客室がある場合は、宿泊者の需要を流水式手洗設備が設けられていること。満たすことができる適当な数の便器を有する男子用及び女子用に区分した共同用の便所が設けられていること。ただし、宿泊者の需要を満たすことができるとして市長が特に認めるときは、当該便所を男子用及び女子用に区分しないことができる。
- (5) 食堂、宴会場、会議室その他多数人が利用する施設が設けられている階又は当該施設が設けられている階の直上階若しくは直下階には、当該施設の利用者の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する男子用及び女子用に区分した共同用の便所が設けられていること。ただし、利用者の需要を満たすことができるとして市長が特に認めるときは、当該便所を男子用及び女子用に区分しないことができる。

7 寝具、寝衣等の保管設備の基準
保管室

宿泊者の需要を満たす規模の寝具、寝衣等の保管設備が設け保管室
られていること。

（第8項省略）

別表第3（第7条、第10条第1項、第3項及び第4項）

1 外観の基準

別表第2第1項の規定に該当すること。

2 客室の基準

- (i) 和式の構造設備による客室の数が客室の総数の2分の1を

超えていること。

(2) 屋外に面する主たる客室には、当該主たる客室の面積の10分の1以上の開口部面積を有する窓が設けられていること。

(3) 出入口及び窓は、かぎを掛けることができるものであること。

(4) 他の客室との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互にかぎを掛けることができるものであること。

(5) 寝具を収納する押入れ又はこれに類する収納設備が設けられていること。ただし、洋式の構造設備による客室にあっては、この限りでない。

(6) 宿泊者の衣類及び携帯品を収納し、又は整理することができる設備が設けられていること。

(7) 人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具その他これらに類するものが備え付けられていないこと。

3 玄関帳場の基準

別表第2第3項の規定に該当すること。

4 入浴設備の基準

客室に設けられる入浴設備にあっては別表第2第2項第3号の規定に、共同用の入浴設備にあっては同表第5項の規定に該当すること。

5 洗面設備の基準

(1) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。

(2) 専用の洗面設備を有しない客室がある場合は、共同用の洗

面設備が設けられていること。

- (3) 共同用の洗面設備の給水栓の数は、専用の洗面設備を有しない客室の床面積の合計が160平方メートル以下の場合には40平方メートルまでごとに1以上、160平方メートルを超える場合は4に160平方メートルを超える面積の80平方メートルまでごとに1を加えた数以上であること。

6 便所の基準

- (1) 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。
- (2) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。
- (3) 専用の便所を有しない客室がある場合は、男子用及び女子用に区分した共同用の便所が設けられていること。
- (4) 共同用の便所に設ける便器の数は、専用の便所を有しない客室の床面積の合計が160平方メートル以下の場合には40平方メートルまでごとに1以上、160平方メートルを超える場合は4に160平方メートルを超える面積の80平方メートルまでごとに1を加えた数以上であること。
- (5) 共同用の便所には、流水式手洗設備が設けられていること。

7 寝具、寝衣等の保管室の基準

別表第2第7項の規定に該当すること。

8 給水設備の基準

別表第2第8項の規定に該当すること。

別表第3 (第7条、第9条)

別表第4 (第8条、第10条第1項、第2項、第4項及び第5項)

(第1項省略)

2 客室の基準

- (1) 客室の総数の2分の1以上は、客室の床面積がそれぞれ5平方メートル以上であること。ただし、法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合にあっては、客室の総数の2分の1以上は、客室の床面積がそれぞれ6.6平方メートル以上であること。
- (2) 屋外に面する主たる客室には、採光上有効な当該主たる客室の面積の10分の1以上の開口部面積を有する窓が設けられていること。
- (3) 階層式寝台は2層とし、上段と天井との間隔はおおむね、おおむね1メートル以上であること。
- (4) 他の客室、廊下等との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互に鍵を掛けることができるものであること。
かぎ
- (5) 寝具を収納する押入れ又はこれに類する収納設備が設けられていること。ただし、施設内の他の適当な場所に、寝具を収納することができる専用の収納設備が設けられている場合は、この限りでない。
- (5)
(6) 宿泊者ごとにその衣類及び携帯品を保管することができる設備が設けられていること。ただし、施設内の他の適当な場所に宿泊者ごとにその衣類及び携帯品を保管することができる設備が設けられている場合又は客室内の宿泊者が専有する場所の出入口が鍵を掛けることができるものである場合は、この限りでない。
かぎ
- (7) 人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具その他これらに類するものが備え付けられていないこと。

3 玄関帳場等の基準
玄関帳場の基準

(1) 別表第2第3項の規定に該当する玄関帳場が設けられていること。ただし、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として次のいずれにも該当するものが設けられている場合は、玄関帳場を設けないことができる。

ア 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備

(2) 前号本文の規定にかかわらず、一の玄関帳場（別表第2第3項第2号から第4号までの規定に該当するものに限る。）において、宿泊の用に供する部分が存する施設への出入りの状況が常に鮮明な画像で確認できる場合は、当該玄関帳場を、当該玄関帳場からおおむね1,000メートル以内に位置する複数の簡易宿所営業の施設（営業者が異なる簡易宿所営業の施設を含む。）に共通する玄関帳場とすることができる。

別表第2第3項の規定に該当する玄関帳場が設けられていること。

4 入浴設備の基準

別表第2第4項
別表第3第4項の規定に該当すること。

5 洗面設備の基準

別表第2第5項の規定に該当すること。

(1) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。

(2) 専用の洗面設備を有しない客室がある場合は、共同用の洗面設備が設けられていること。

(3) 共同用の洗面設備の給水栓の数は、専用の洗面設備を有しない客室の床面積の合計が100平方メートル以下の場合は20平方メートルまでごとに1以上、100平方メートルを超える場合は5に100平方メートルを超える面積の40平方メートルまでごとに1を加えた数以上であること。

6 便所の基準

(第1号及び第2号省略)

(3) 流水式手洗設備が設けられていること(客室内の専用の便所においては、当該客室内に洗面設備が設けられている場合を除く。)

(4) 専用の便所を有しない客室がある場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。

(4) 共同用の便所に設ける便器の数は、専用の便所を有しない客室の床面積の合計が100平方メートル以下の場合は20平方メートルまでごとに1以上、100平方メートルを超える場合は5に100平方メートルを超える面積の40平方メートルまでごとに1を加えた数以上であること。

(5) 共同用の便所には、流水式手洗設備が設けられていること

7 寝具、寝衣等の保管設備の基準

別表第2第7項の規定に該当すること。

8
7 (本文省略)

別表第4（第8条）

別表第5（第9条）

（第1項省略）

2 客室の基準

(1) 客室の数は、5室以上であること。

(1) (本文省略)

(2)

(2) 出入口及び窓は、鍵を掛けることができるものであること。
(3) かぎ

(3) 他の客室、廊下等との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区
(4) 分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相
互に鍵を掛けることができるものであること。
かぎ

(4) (本文省略)

(5)

3 入浴設備の基準

別表第2第4項
別表第3第4項の規定に該当すること。

4 洗面設備の基準

別表第2第5項
別表第3第5項の規定に該当すること。

5 便所の基準

別表第3第6項の規定に該当すること。

(1) 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。

(2) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類
する不浸透性の耐水材料で造られていること。

(3) 専用の便所を有しない客室がある場合は、共同用の便所が
設けられていること。

(4) 共同用の便所に設ける便器の数は、専用の便所を有しない
客室の床面積の合計が160平方メートル以下の場合は40平方
メートルまでごとに1以上、160平方メートルを超える場合

は4に160平方メートルを超える面積の80平方メートルまで
ごとに1を加えた数以上であること。

- (5) 共同用の便所には、流水式手洗設備が設けられていること
—
。

(第6項省略)